

Title	「都会と農村との分類に就て」
Sub Title	
Author	寺尾, 琢磨
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.4 (1934. 4) ,p.499(51)- 529(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19340401-0051
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340401-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本稿の寛大なる好意なくしては、この種の研究は不可能と云つてもいいであらう。

本稿の地圖はあまり鮮明でないのを遺憾とする、此の雑誌の體裁では之れ以上に現し方がない様に思はれる。筆者の不満とするところでもあるが、之れにてお許を願ひたい。

又材料の整理に當つては、昭和八年末に際して慶應義塾都市及社會事業研究會の學生會員及び小生指導の大東京共同研究會の學生諸君の献身的努力に負ふ所が頗る大であつた。こゝに銘記して讀んで其の好意及び勞に謝する所以である。

なほ、此の調査研究は目下續行しつつある。此の稿の校正と前後して大東京の全般についての規模別調査を終へた。それによると、品川區との關聯に於いて芝區が卓越した數字を示してゐるのが、最も興味深い。しかし現東京市域にあつては本所區が最も特色的である。他日の發表に譲る。大方諸賢の御援助を仰ぎたい。

(昭和九年三月九日稿了)

「都會と農村との分類に就て」

寺尾 琢磨

内 容

- 一 都會と田舎との對立
- 二 問題の性質
- 三 行政上の「市部」と「郡部」の分類
- 四 一定の人口を限界とする分類
- 五 一定の人口密度を限界とする分類
- 六 職業別人口(商工業人口と農業人口)による分類
- 七 其他の統計的事象による分類
- 八 結論

都會と農村、これは近代社會に於て對蹠的地位に立つ二つの存在である。それは一々の社會内に存在する二ヶの

「都會と農村との分類に就て」

別箇の社會であつて、その各々の社會組織も、その社會成員の抱懷する人生觀乃至世界觀も、僅かな共通點を除けば、全く別種の相貌を呈してゐる。故に社會科學の凡ゆる部門に於て、都會と農村とは常に別箇に取扱はれねばならぬものであり、事實別箇に取扱はれてゐるのである。經濟的問題を論ずるに當ては、資本主義的な都市經濟と半資本主義的乃至封建主義的農村經濟とが對立せしめられるであらう。若し兩者を一括的に論ぜんとすれば、それは全く異なる二つの組織を同時に取扱ふこととなり、恰も歴史を論ずるに當つて中世と現代とを同時に取扱はんとするの類ひである。

凡ゆる文明國に於て爲政者を寒心せしめつゝある農村衰微の問題は、畢竟資本主義的な商工業と封建的な農業との對立的關係より發生せるもので、從て都市の發展膨脹と相對立せしめることによつてのみ始めてその真相を了解し得るのである。この事は農村救済を目的とする政策の大部分が、若し有效な程度に實施されるならば、直接に都市住民に不利なる影響を及ぼさざるを得ない事實に徴して明かであらう。例へば農村を重壓する過重の租稅負擔を輕減すれば、當然それだけ商工業の、即ち都市住民の負擔が加重する筈であり、現に低廉な米價を人爲的に釣上げるならば、それだけ都市住民、就中勞働階級及び貧困階級の生活難を助長する筈である。

農村衰微に基く農民の離村は、單に住居を變更することではなく、事實は農業から他の産業特に工業に移ることであるから、從つて離村は、他の一面から見れば、人口の都會集中と同意義である。惟ふに離村或ひは人口の都會集中なる現象ほど、都會と農村との對立を顯著に物語るものはないであらう。これは一國の一部に資本主義的經濟

が發達し、他の部分が依然として封建的乃至半資本主義的經濟を墨守する場合に、兩者の間の矛盾から當然發生する現象である。從てこれは、一度び生じた資本主義化の運動が農業部門にも浸潤するか、或ひは寧ろ農業を棄てて一國を商工業化してしまふ迄は——換言すれば一國內に組織の異なる商工業と農業といふ二産業が併存せざるに至る迄は——到底その趨勢を弱めることは出來ないであらう。

日本都市年鑑に依れば大正九年の全國總人口五五、九六三〇五三人中都會人口は一三、九二五、五九六人、即ち都會人口對郡部人口の比は二四・九對七五・一であつたのが、昭和五年には總人口六四、四五〇、〇〇五、内都會人口は一九、二四六、一八四、即ちその比は二九・九對七〇・一となつた。右十年間に全國人口は千人に付一五・七を増加したことになるが、而もそのうち都會人口は千人に付三八二・一人を、田舎は僅かに七五・三人を増加したに過ぎない。更に獨逸の如きは一八七五年の總人口四千二百七十萬人中郡部人口は二千六百萬人即ち六〇・九%を占めたに對し、一九二五年には總人口六千二百六十萬人中僅かに二千二百二十萬人即ち三五・六%に過ぎず、相對的のみならず絶對的にも著しき減少を示してゐる。

斯かる都會と農村との對立は、その他にも例へば出生率、死亡率、婚姻率等の相違に明瞭に看取されるところである。又更に如上の經濟的人口的相違に止まらず、政治的文化的又は道德的方面に於ても、都會と農村との差は、統計數字に顯はれる部分だけでも甚だ大なるものがあるのである。

然るに吾人が斯くの如く都會と農村とを對立せしめる場合に極めて大なる困難に遭遇する。部分と部分とを取扱

ふ場合、例へば東京大阪の如き或る大都會と僻地の或る山村とを取扱ふ場合ならば、兩者の間の相違は極めて顯著であり、従て一方を都會とし、他方を農村とすることは容易である。然るに全國を都會と農村とに二大別する必要がある場合には——一般的問題を取扱ふ限り、この種の大別が常に必要なるは云ふ迄もない——何を以て都會とし、何を以て農村とするかの限界線を決定するについて常に多大の困難を経験せざるを得ない。蓋し一國は小は數十人住民より成る部落から、大は數百萬の人口を擁する大都會に至るまでの兩極端の間に無數の階段が存在し、而もその各々は單に住民數を異にするのみか、その職業別は於て、文化的施設に於て、住民の密度に於て、又は行政的地位等に於て千差萬別を示してゐるからである。これは截然と區別された異なる二色ではなくて、中間が大小様々の程度にボカされたる二色である。紫色は程度によつては赤に屬し、又は青に屬する。併しその中間の部分に分類線を引きことは、事實に於ては不可能であり、若し強て行へば畢竟任意的なものでしかあり得ない。

凡そ概念の決定に於ては、標識の性質が最も大なる關係を持つてゐる。或るものを決定する標識には自然的なるものと人爲的なるものとがある。男女を區別する男及び女なる標識は自然的なるもので、従て男女別を判定する場合には毫も困難を感じない。之に反して人間の善惡を區別する標識の如きは最も人爲的相對的なるものに屬し、嚴格に言へば、假令假定的にさへも一社會の人間を善人と惡人とに二大別する事は不可能なる筈である。蓋し社會成員の二極端に假に眞の善人と眞の惡人とがあるものとしても、その中間の大部分は、その孰れにも屬さざる、或ひはその孰れにも屬する人間なるを以てである。

都會と農村とを區別する標識は、假令右の如き程度には到らぬとしても、少くも自然的なるものでない事は確かであらう。それは大なる程度に於て人爲的であり相對的である。何を以て都會の標識とし、何を以て農村の標識とするかは、時により處により又その目的によつて變らざるを得ない。そこでこれが爲に、都會と農村とに分類して發表される各種統計も、多くの場合、その儘では相互に比較し得ない状態にある。元來私は一國を截然都會と農村とに二大別せんとする事には根本的な無理があると考へざるを得ないが、而も事實に於てこの種の分類が甚だ多く用ひられる關係上、以下各種の標識について概述して見たいと思ふ。

都會と農村との相違は第一に外部の方面——例へば住民數の多寡・及その密度の厚薄・「市」なる名稱の有無、各種施設の程度、職業的相違等々——及び第二に内部的精神的方面即ち生活態度及人生觀の相違——に求められる。このうち後者は實際には極めて重要な役目を演じてゐるが、その抽象的性質に基き、分類標準としては甚だ不充分なるを免れない。反之、前者は總て數字的に示され得る性質のもので、従て一度び限界線を決定すれば、分類は容易に行はれる。問題は上記各種の標識のうち何を以て代表的と見做しうるかといふ事である。そして最も普通に行はれる分類は(一)行政上「市」と稱せられるものと然らざるもの(二)一定住民數以上を有するものと然らざるもの、(三)一定の人口密度を以て分類線となすものであるが、更に(四)住民の職業別、換言すれば非農業人口と農業人口の別からするものと、及び(五)廣義の文化的施設の程度よりするものの四種があり得る。

「都會と農村との分類に就て」

五六 (五〇四)

Gerhard Fürst 著の Stadt und Land in der Methodik der Statistik (Allgemeines Statistisches Archiv, 20. Bd. 4. Heft) に於て獨逸に就て同一の問題を取扱い、異なる分類が如何に異なる結果を來すかを統計的に示してゐる。

(表一) 人口 100,000 内

	都會人口			農村人口		
	市 人口 1000 以上	非農業 人口	町村 人口 2000 以下	農業人口		
	I	II	III	I	II	III
Provinz Ostpreussen	38.4	38.8	54.6	61.5	61.2	45.4
" Niederschlesien	44.1	51.9	72.6	55.9	48.1	27.4
Reg. Bez. Arnberg	62.3	87.9	93.3	37.7	12.1	6.7
" Düsseldorf	80.7	95.6	94.8	19.3	4.4	5.2
Land Oldenburg	39.1	81.0	94.4	60.9	19.0	35.6
" Bayern	23.9	48.3	65.1	76.1	51.7	34.9
" Baden	49.9	62.4	71.8	50.1	37.6	28.2

右表に於て第一欄の市及町村は行政的分類であり、第二欄の住民數による分類は住民二千以上を以て都市と見做しての計算である。これは本邦から見れば如何にも低い單位であるが、獨逸に於て必ずしもそうでない事は、第一欄の行政上の「市」と對比して甚だしい懸隔のない事實から推察出来る。東プロシヤに就ては兩者の懸隔は僅か一%

ではない。尤もオルデンブルク地方に就ては二〇七%に達してはゐるが、右表の三欄を相互に比較すれば次の三つの組合せが生ずる(表二)。(II-I)は第二欄に對する第一欄の比。其他これに準ず。

(表二)

	II I	III I	III II
Ostpreussen	+ 1%	+ 42%	+ 41%
Niederschlesien	+ 18%	+ 65%	+ 40%
Arnberg	+ 41%	+ 50%	+ 6%
Düsseldorf	+ 19%	+ 18%	- 1%
Oldenburg	+ 107%	+ 65%	- 20%
Bayern	+ 102%	+ 272%	+ 35%
Baden	+ 25%	+ 44%	+ 15%

即ち右表に關する限りに於ては、行政的「市」の住民は、人口二千以上の自治體の住民よりも又非農業人口よりも常に少く、反之後の二者の間の關係は不定的である。

本邦の行政的「市」は最小の首里市すら住民數は約二萬に達し、從て右表をその儘適用して「市」に對して人口二千以上の自治體を對比せしめれば、後者は著るしく膨大なるものとなる筈であり、又本邦の農業人口は總人口の約半數を占める關係上、行政的「市」に對して農業人口を對比せしめれば、これ亦後者が巨大なる數字を示すことになる。

「都會と農村との分類に就て」

(表三)。(この表に於ける農業人口とは農業及水産業の合計人口を指す)

(表 三)

(大正九年第一回國勢調査)	
市 部 人 口	10,096,758
郡 部 人 口	45,866,295
人口2000以上	51,919,324
以 下	4,043,729
非農業人口	27,722,882
農業人口	28,240,171
	18 %
	82 %
	92.8 %
	7.2 %
	49 %
	51 %

三

行政上「市」と稱するものを總括して都會とし、之に對して行政上の郡部、即ち町村を總括して農村とする方法は、最も一般的であり且つ明瞭である。或る自治體が市制を有するか否かは最も容易に判ること、従てこれに基く分類に於ては、疑問の生ずる餘地がない。強て例外を求めれば朝鮮に於ける「府」であるが、これも大體内地の「市」と同一視してよいであらう。假令これに就て幾分の疑問があるとしても、問題を内地に限る場合には——殆ど常に内地のみが問題とされる——何等の支障を來さない。

この分類の最大の長所は、住民の増減と無關係なることである。若し後に述べるが如く、或る限度以上の住民を

以て市と見做す場合には、住民の増減によつて、或る限界的自治體は或ひは市に或ひは町に變化せねばならぬ。勿論行政的「市」と雖も、新たに市制を布く町村によつて増加する傾きはあがあるが、併し一度び市に昇格したる以上は假令住民が減少しても再び町や村に顛落する事はない。然るに若し住民數を以て分類標準と爲す場合には、この種の不便は屢々起りうるであらう。例へば若し人口二萬以上を都市と爲す場合には、首里市の如きは昭和五年度には都市で、昭和八年度には農村となつて了ふ。この種の限界的都市は何れの國にも尠くないから、僅か數十人の増減によつて斷へず都市と農村との間を彷徨せねばならないのは、如何なる見地からしても好ましくないのである。

反之、この分類の齟齬不便も亦尠くない。第一にこの標準は國際的比較を不可能ならしめる。何れの國に於ても、都市は一定地域内に於ける文化的經濟的政治的中心地たる事は言ふ迄もないが、併し行政的に市制を認められるか否かは國によつてその標準に甚だ大なる差がある。例へば吾國最小の市は前掲の首里市（人口一九八〇〇—昭和八年）であるが、獨逸最小の市は Haverstadt で住民數は僅々二〇六（一九二五年）に過ぎない。斯かる場合には、日本の都市住民の全人口に占める割合は獨逸に比して著しく小さくなるのが當然であり、従つて正しい比較の材料とはなり得ないのである。この種の標準は各國獨自の習慣又は行政上の便宜によつて定まるもので、今後如何に國際的協調が増大しても、到底共通の標準を設定する事は不可能なるべき筈である。

觀察を一國內に限る場合には、右の如き不便は排除されるが、併し同じく市といつても、その人口・面積・職業・其の他萬般の點に於て甚大なる相違のある事は言ふ迄もない。單に市といふ名目のみから觀察すれば、帶廣市、中

津市の如き小都市と、人口五百萬を突破する世界的大都會東京との間に毫も相違がない。かゝる不都合を除く爲には、行政的の市をも更に別箇の尺度——例へば人口、職業別等——から細分類する必要が起るであらう。

更に右の分類の齟齬不便は、急激に發展し乍ら未だ市に編入されざる町村の除外されることである。大都會の郊外や鑛山地方にはこの種の町村が少くない。合併以前の澁谷・新宿の如きは明かに都市の性質を具へ乍ら、單に市制を布かぬといふ事實から、郡部に編入されてゐたし、著名な工業中心地夕張町や美唄町も亦人口四五萬に達し乍ら、同じ理由で郡部に數へられてゐる。外國にはこの種の不便が更に多く、例へば獨逸に於ては前述の人口二〇六の市があると共にルール地方には人口五萬を越ゆる町(Recklinghausen)もある。尤もこれにも大體の限度はあつて、或る程度に町村が膨大して都市の性質を現はし始めれば、早晚新たに市制を採用するか又は近接の大都會に編入されるのが常である。併しこれが爲に異なる二時期の比較が複雑となる事は止むを得ない。

市郡部別人口

(一) (各調査當時の境域による)

		昭和五年	大正十四年	大正九年
市	部	一五、四四四、三〇〇	一二、八九六、八五〇	一〇、〇九六、七五八
	郡	四九、〇〇五、七〇五	四六、八三九、九七二	四五、八六六、二九五
		(二) (昭和五年調査當時の境域による)		

市	部	一五、四四四、三〇〇	一三、七一一、二二〇	一二、二六九、二一〇
郡	部	四九、〇〇五、七〇五	四六、〇二五、七〇二	四三、六九三、八四三

即ち右表に於て調査年度の異なるに従つて都市の數及び境域が次第に増加し、從て各調査當時を基礎とする場合と最近の境域を基礎とする場合とでは大差の生ずることが判る。これを總人口千人に就ての割合で示せば

(一) (各調査當時の境域による)

		昭和五年	大正十四年	大正九年
市	部	二四〇	二二六	一八〇
	郡	七六〇	七八四	八二〇
		(二) (昭和五年の境域による)		
市	部	二四〇	二二九	二二九
郡	部	七六〇	七八一	七八一

となる。その孰れに於ても都會人口の増加は認められるが、内容は第一の各調査當時の境域によれば大正九年より昭和五年迄に五百四十萬人(二八〇%)を増加したに對し、第二の昭和五年調査當時の境域によれば右期間内に僅か三百二十萬(二二二%)を増加したに過ぎない。

何れの方法がより、良いかは甚だ困難なる問題である。以前の調査當時、實質上都市の性質を有し乍ら名目上町村

「都會と農村との分類に就て」

「都會と農村との分類に就て」

六二 (五一〇)

だつたものが、その後市に昇格した場合には、第二の方法がより良いであらう。併し例へば大東京の實現によつて新たに市に編入された近郊町村の全部が以前既に都市の性質を具へてゐた否かは甚だ疑問であらう。(嚴密に言へば合併後の今日と雖も可成りの部分は未だ田園を脱してゐない)。昭和五年國勢調査に於ては舊東京市の人口は二〇五四八七四で新市部のそれは二八八八六七四であるから、當時の東京人口を擧げるに當りて新市部を加算するかないで疊く別趣の數字が現はれて来る。

畢竟この事は、昇格又は合併によつて市に編入される町村が、既に内容的に都市の實質を有してゐたか、或ひは未だその實質には缺けるところがあつても近い將來に充實する豫定の下に行はれたかによつて定まるのではなからうか。して現れば大東京の新市部の如き廣大な地域に就ては右の二つが混合してゐる以上、前述の二方法は孰れも半ば正しく半ば正しくないといふ事になる。

行政上の區分による都部の分類には、更に一ゲの疑問がある。都會はその性質上商工に、田舎は農業に立脚するものであるが、行政上の市部の入口に僅か乍ら農業人口を含み、同時に郡部には甚だ大なる割合の商工人口が含まれてゐるのである。

職業別	市郡別人口實數			同上比率		
	(1)市部	(2)郡部	(1)(2)合計	市部	郡部	計
農業	三九,三九八 ^人	二六,八八八 ^人	二七,一三六 ^人	二七. [%]	五八. [%]	四八. [%]

水産業	六、四〇五	一、三八二	一、四九六	〇・六八	三・〇一	二・九九
鑛業	三、九六六	八四、九七九	九七、九四五	〇・三三	一・九三	一・九七
工業	三、九六六	六、九四二	一〇、七〇八	三七・九〇	一五・一四	一九・一九
商業	二、九六六	四、三三三	七、三三三	二九・四八	九・四四	一三・〇七
交通業	九三、四九二	一、三三七	二、四九四	九・一三	三・五五	四・六六
公務自由業	一、八八八	五、三三三	三、二二二	一〇・七六	四・五五	五・七五
其他有業者	九三、四九二	九八、〇四四	一、〇二一	二・九〇	一・七四	一・九五
家事使用人	一、〇〇〇	二、三三三	四、〇三三	〇・一五	〇・五五	〇・〇七
無職者	六〇、二二〇	八九、三三三	一、四七五	五・九六	一・九五	二・六六
計	一〇、〇六六	四、八六六	五、九六六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

備考 本表は第一回國勢調査(大正九年)報告全國の部第二卷に依る職業別人口數の抽出である。

市部に於ける二十八萬の農業人口は殆ど無視しうとしても、郡部に於ける千百萬人の商工人口は全國商工人口の三分二に近い。故に商工業對農業の見地から都部の分類を行ふ場合には、行政上の市對町村の分類は、甚だ頼りのないものになつて了ふ。これに就ては後節に於て言及しやう。

四

一定の住民數を限界線とする分類と雖も、結局は前述の行政的分類に基く事は言ふ迄もない。即ちこゝに言ふ住民數とは、決して同一面積上の住民數を指すのでなくて、畢竟行政的に決定された市町村の住民數を言ふのであり、

「都會と農村との分類に就て」

六三 (五一一)

従つて前述の行政的分類に對する補充的分類に過ぎない。行政的市の中にも住民比較的少なく、都會としての體裁の不備なものもあるし、反之町村の中にも住民甚だ多く實質的に既に都會に數へらるべきものがある。平野村の五六八〇〇、夕張町の五三九〇〇を筆頭に、人口二五〇〇〇以上の町村が十三もあり、市の中にも人口四萬未満のものが二十四ある。この限界にある市町村は概して名目上の區別に過ぎず、實質的には略々同一水準にあると見てよいであらう。故に行政上の分類から、一方を都會に他方を農村に算入するのは明かに不合理である。素より斯かる大町村は次第に市制を布いて都市に編入されるのが常であり、今年に入つてからでも既に浦和町が市に昇格してゐる。かくて市の數そのものが非常な勢ひで増加し、大正九年の八十三が大正十四年には一〇一、昭和五年には一〇九に激増した。故に現存の特別の大町村が悉く市に編入されて了へば、右述の不合理は大いに除去される筈である。併しそれにしても、一定の人口に達した町村は必ず市に編入されるといふ法規のない限り、小都市と大町村との間の限界は極めて曖昧なるを免れないであらう。

かゝる場合に、分類の標準を一定の人口に採れば、極めて明確な限界線が獲られるわけである。問題は幾何の人口を以て限界と爲すべきに在る。

獨逸の統計に於ては前記の如く人口二千を以て限界線と爲し、その他の國々に於ては或ひは三千又は五千を以て限界線と爲してゐる。これを我國にその儘あて嵌めれば、殆ど全國大半の市町村が市となる譯けで、従て我國に於てはより高い水準に之を求めねばならぬ。

この水準を低めるに従て、純農村は明瞭に顯はれるが、それだけ都市は曖昧となり、反對に水準を高めれば、都市は明瞭となつても純農村は曖昧となるであらう。人口一萬を以て限界とすれば一切の都會は明かに田舎から排除される。併し幾多の大農村は市に算入される。反之、人口十萬を以て限界とすれば、一切の農村が都市から排除される。併し大部分の小都會は農村に算入されて了ふ。

惟ふにこの水準決定に於て第一に考慮を要するものは、農業人口の割合であらう。前述の獨逸統計に於ては、人口二千以下を田舎としても、それに包含される農業人口は總農業人口の八割五分に過ぎず、殘餘の一割五分は人口二千以上の都會に分散してゐるのである。然るに我國に於ては市部の農業（農業水産業）人口は大正九年度二十九萬弱で、郡部の二千八百五十萬に對し百分一に近い少數である。市は略々人口二萬以上であるから、これに人口二萬以上の町村を附加すれば、人口二萬以上の市町村に於ける農業人口は殆ど無視してよい程度に減少するであらう。故に我國に於ては、農業問題に關する限り、農村の定義は大體に於て行政的「市」と「町村」の分類によつて差支へなく、若し人口二萬を限界線として分類すれば一層よいことになる。

然るに商工人口の方面から見れば、必ずしもかゝる分類を採り得ない事になる。前述の如く、市部の商工人口は七百萬未満なるに對し、郡部のそれは千百萬を越えてゐる。故に若しこの大部分を都市に包含せしむるやうに低い人口限界線を設けるならば、僅かな純農村を除く大部分の市町村を都市と見做さねばならぬ事にならう。これは明かに不合理である。蓋し商工業は農業の如き單一純粹なるものでなく、事實はその可成りの部分は資本主義的性質

に、換言すれば都會的性質に、乏しいからである。故に若し統計的に商工業を右二者に大別しうるならば、甚だ便利であるが、併し實際にはこれは殆ど望み難い状態に在る。そして高度の工業例へば化學工業金屬工業の如きものすら、市部と郡部とに著しく分散してゐる。換言すれば都會は商工業に立脚するといふ意味は、農村は農業に立脚するといふ意味ほど強くはないのである。都會の一特徴は、非生産的人口の割合が多いといふ事で、従て商工業のみを特に都會の特徴と爲すのは早計と思はれる。次に述べる如く、職業人口別による郡部の分類は、理論的には最も正しいが、實際にはこれが適用される以前に、先づ職業統計の完成される必要があるのである。

五

通例の觀念に従へば、都會とは人家稠密な、そして農村とはその稀薄な場所を指してゐる。勿論これにも例外はあつて、例へば大都市郊外の富裕階級住宅地の如きは、人口に比して土地廣く、従て右の分類に依れば或ひは寧ろ農村に算入せられるかも知れない。併し此の種の人口は、職業の上からも生活様式の上からも概して純粹なる都會人であつて、彼等を農村人口と見做す事は出来ないであらう。併しかゝる例外を別とすれば、郡部の別は略々その人口密度と合致することは争へない。然らばこの人口密度を以て郡部分類の一標準と爲しうるであらう事は、容易に想像出来るのである。Arnold Stehmann-Bucher はその Der innere Markt, 1928 に於てこの種の分類法を推奨してゐる。我國に於て見るに、例へば豊橋市と鹿兒島市とは共に人口約十五萬であるが、前者の面積は一〇四平方軒後者のそれは僅かに一六平方軒であるから、前者の人口密度の一四五〇(一平方軒當り)に對し、後者のそれは九〇

〇〇の高きに達してゐる。そして事實、都會としての性質は後者に於てより優れてゐると思はれるのである。又東京市は昭和七年の近郊合併によつて一舉面積約四七〇平方軒、人口二百八十九萬を加へたが、この部分の人口密度は六一五六に過ぎず、舊市部の二四五八七に比し約四分一に過ぎぬから、これが爲に全體としての都會性は著しく減少したと言はねばならぬ。併し單に密度の點から見れば、この新市部の六一五七も、全國平均一六九に比較すれば、約三十六倍に達し、人口の都會集中の事實を明示してゐる。

兎に角、地域の擴大は當然住民の絶對數を増加せしめるが、これだけでは必ずしも該地域を都會と見做す事は出来ない。美唄町は面積實に三八五方軒に及び、若しこれを市に編入すれば、大東京に次ぐ廣大な市となるが、人口實數は現在四萬、従つて密度は約百〇四人に過ぎず、全國の平均に遙かに達してゐない。夕張町に就ては更に甚だしい(面積八二八、人口五萬三千、密度六四)。

然らばその限界線を如何に決定すべきか。これが決定には、先づ全國市町村の各々につき人口と面積を知らねばならぬが、不幸にして筆者の手許には町村の面積に關する部分の材料がない。故にこゝには First の計算せる獨逸二地方(Rastatt, Vechta)の例を引用しやう。他國の實例は大なる參考とはならないが、併しこの問題の性質を幾分とも示し得るならば幸ひである。(×を附したるは市)。

市	町	村	人口	密度
Amstutz	Rastatt			
×	Rastatt		14003	728

六七 (五一五)

「都會と農村との分類に就て」

「都會を認むるの分類に就て」

X Gaggenau	4,162	606	Durnesheim	4,280	183
Hörden	1,557	388	Oberndorf	457	183
X Baden	25,692	381	Haueneberstein	780	178
Ottenu	1,965	350	Oberweiler	776	176
Oos	4,361	338	X Kuppenheim	2,709	172
Gernsbach	3,368	316	Sulzbach	876	165
Scheuen	655	306	Ottendorf	1,265	164
Balg	1,068	275	Niederbühl	1,341	162
Wirmesheim	693	247	Sandweiler	1,668	154
Bietigheim	3,384	244	Illingen	840	154
Muggensturm	2,748	238	Plittersdorf	1,684	143
Oetigheim	2,622	239	Wintersdorf	1,019	135
Staufenberg	918	228	Waldprechtweiler	750	129
Michelbach	1,307	211	Au am Rhein	1,619	122
Selbach	750	202	Rotenfels	2,379	117
Elchesheim	947	201	Langenbrand	737	115
Birchweiler	909	198	Iffezheim	2,251	113
Au im Murgtal	446	197	Steinmauern	1,543	113
Weissenbach	1,341	197	Obersrot	846	102
Hilpertsau	753	191	Gansbach	1,022	87
Raenthal	602	188	Lauterbach	494	85

六八 (五十六)

Bernersbach	850	84	Dinklage	4,964	68
Freiolsheim	264	78	Steinfeldt	3,695	62
Ebersteinburg	780	74	Oythe	903	59
Hügelshelm	1,093	70	Dunne	5,957	57
Söllingen	609	65	Bakum	2,358	55
Forbach	2,845	34	Neuenkirchen	2,050	53
Reichental	959	20	Langförden	1,901	53
Mittelberg	41	8	Visbek	4,249	51
Am Vechta			Goldenstedt	3,430	48
X Lohne	2,679	590	Lohne	4,024	47
X Vechta	5,491	151	Vostrup	1,411	40
Lutten	1,152	70	Holdorf	1,941	35

右表の市町村は人口密度の順に列記されたものであるが、第一のランシュタット地方に於て、行政市は一、二、四、七及び二七番目に位してゐる。バーデンは人口は第一であるが、密度では四番目で、市に非ざるヘルデンに次ぐ。二番目と三番目の密度の相違は最も顯著であるが、若しこれを限界線とすれば、バーデンは市から除外されるが、事實はバーデンは獨逸に於ける最著名な都市の一つとして知られてゐるのである。併し右の他に限界線を求めることは甚だ困難である。蓋し相互の密度の差は全く漸減的だからである。密度六〇六以上を都會とすれば、都市人口の僅か一六・二%を包含するのみであり、バーデンを取る爲に三八一以上を都會とすれば四〇・五%を包含する事にな

「都會と農村との分類に就て」

「都會と農村との分類に就て」

七〇 (五一八)

る。猶ほ五市人口總和は總人口の四四・五%を、そして人口二千以上の市町村の人口總和は六六・七%を含んでゐる。また職業別人口を見るに、農業人口は二一・六%、非農業人口は七八・四%である。次にフェヒタ地方を見るに、密度の明瞭な限界は第一と第二の間、及び第二と第三の間の二つである。今前者を限界線とすればローネのみが都會となり、人口五千五百のフェヒタ市は除外される。

右二地方の比較より見ても、共通の限界線の存在しない事は明かである。假りに市町村内部の人口がその地域内に均一的に分布されてゐるものとするならば、密度は容易に分類標準となるであらう。併し事實は住宅地、山林、田畑が一地域内に混在し、その割合は各市町村毎に異なる以上、例へば一部分は整然たる都市を構成し乍ら偶々廣大な山林田畑が市部に編入されてゐる爲に人口密度が小さくなつてゐる場合が少くない。前述のバーデン市の如き、明かにこの例である。何れにしても市町村の地域の廣狹には想像以上の相違があるため、單なる平均的密度は大なる意味を持ち得ないのである。本邦の數都市についても略々次の如き結果が得られる。(都市年鑑に掲げられた數字より算出。右年鑑には少からざる誤植ある。例へば弘前市の面積は〇・八八方軒となつてゐるが、果して然らば密度は五一〇〇〇となり、東京市の最も人口稠密なる淺草區の四五〇〇〇弱を遙かに超過する)

市 町 村

都 市	面積(方軒)	人口(昭和八年)	密度(一方軒=付)
東京	550	5,486,200	9,975

大阪	187	265,400	14,700
京都	288	1,026,900	3,600
名古屋	148	989,600	6,680
神戸	83	836,000	10,070
横濱	133	682,600	5,130
仙台	86	211,500	2,450
金澤	18	163,200	8,800
豊橋	104	1,507,000	14,500
鹿島	16	144,600	9,000
堺	14	127,000	9,300
川崎	45	1,216,000	27,100
甲府	10	84,600	8,460
盛岡	76	593,000	7,800
八戸	60	567,000	9,400
戸田	9	59,900	6,650
宇治	61	54,800	900
尼崎	7	53,500	7,670

「都會と農村との分類に就て」

「都會と農村との分類に就て」

縣	町	村	大町村
79	31400	400	
6	19800	3300	
夕田町	828	53900	65
夕田町	86	45900	530
夕田町	385	40000	104
夕田町	31	34500	1100
川島町	12	32800	2730

右は全國市町村から抜粋した若干例に過ぎない。前述の如く、町村に就ては特別の大町村若干に關する材料があるのみであるから、充分の結果は得られないが、併し右表のみによつても、人口密度の不同は直ちに首肯出来るであらう。即ち市部に於ては、大なるは大阪市の一四二〇〇から、小なるは萩市の四〇〇に亘り、町村に於ても、三條町の二七三〇から夕張町の六五に至るまでの各種階段がある。故に若し密度一〇〇〇を以て限界線とすれば、三條町、宮田町等は都市に、室蘭市、八戸市、宇治山田市、萩市等は農村に轉化する譯である。併し是等が單に行政的地域の廣狹によつて齎された結果に過ぎないことは、斯かる市町村の内容を相互に比較して見れば容易に判る事である。即ち人口密度は本邦に於ても、都鄙分類の標準として殆ど意味を持ち得ないと斷言せねばならぬ。

然るに若し密度の計算に於て、山林、原野、田畑の如き人の居住せざる部分を除外し、單に住宅地、工場地又は道路等のみを採るならば、右述の不備は排除される筈である。併し此種の計算は極度に困難であり、且つ都市及農村の概念の中には常に必ずこの種の地域が包含されてゐる事を閑却してはならない。都會の内部にも多少の森林原野はある筈であり、況や農村に於ては、田畑を控除しては到底農村なる概念が成立しない。

最後に、人口密度による分類は、前述の行政上の分類及び人口による分類と同じく、人口の職業的構成を無視せねばならぬ點に於て大なる缺陷がある。前表に於ける夕張町や美唄町の如き、その地域の廣大なるため、密度は僅かに六五に過ぎず、恰も山間の僻村に近いが、事實は盛大なる炭坑區であり、従つて産業的には寧ろ都市の性質を具へてゐるのである。

(註) 北海道及び植民地々方は概して市町村の面積が廣大である。即ち他の事情にして等しい限り、その密度は小となる。

六

都鄙の別は畢竟近代的商工業と封建的産業の別とも見られる。故に人口の職業別は、當然都鄙分類の一標準たるを得るわけである。然るにこれを實際に適用する場合には多大の困難に逢着する。蓋し大都市も必ず多少の農業人口を含み、農村も必ず多少の商工業人口を含むからである。例へば典型的商工市たる大阪市すら約一萬六千の農業人口を含み、東京市の如きは七萬に達する。況や地方小都市に於けるその割合は可成り大なるものがある。又農村に於ける小商人、手工業者は、職業別からは都會の商工業者と同一項目に算へられるが、その占める割合は極めて

「都會と農村との分類に就て」

多いのである。市部の總人口は前述の如く約千五百五十萬(昭和五年度)で、總人口の二割四分に當る。残る七割六分の四千九百萬人は郡部人口であるが、本邦の農業人口は二千八百萬に過ぎぬから、假に市部の農業人口約四十萬を無視しても、二千萬以上の郡部人口は非農業人口だといふ事になる。大都會、例へば六大都市に於ける農業人口の割合と、純粹の農村に於ける商工業人口の割合とは、何れも無視してよい程度の僅少なものであるが、右の兩極端の中間に位する多數市町村に於ては農商工人口は全く混在してゐる。加之、かゝる中間的市町村に於ける商工業人口の性質が果して都會的なるか或ひは寧ろ農村的なるかは、統計的に決定する事困難であらう。更に農村の副業の可成りの部分は工業に屬するから、これ丈けでも職業分類を甚だ複雑困難ならしめてゐる事を忘れてはならぬ。して見れば單に商工業人口の割合が大であるからと言つて、直ちにこれを都會と見做すのは甚だ早計と言はねばならぬ。即ち少くとも職業統計が現在よりも遙かに進歩して、職業人口の内部構成を明かならしめる迄は、かゝる分類は望み難いのである。唯だ或る特定の市町村が著しく大なる割合の農業又は商工業人口を示す場合に、單に人口による分類を修正する一手段として利用する事は差支へないであらう。

七

以上列記した諸分類は何れも人口を規準としたものであるが、併し多數人口の密集のみを以て直ちに都會と見做し得ない事は既に説明したところであり、又假令商工人口の割合の多い個所でさへ必ずしも都會と認め得ない場合もある。例へば嶺山地方には農業人口は少く、従つて職業的には充分の都會性を持つてゐるが、併しかゝる個所の

吾人に與へる印象は、吾人の有する都會なる概念とは甚だ異なるものがある。荒涼たる禿山、見窄らしい勞働者、人家、道路……是等は凡そ都會の風景とは遙かに遠いものである。惟ふに農村に自然の美のあると同じく、都會には人工の美がなければならぬ。

併し美の概念は常に抽象的で、従つてこれを數量的に表現する事を許さない。故に若し都會の屬性として人工美なるものを採らんとすれば、先づ斯かる人工美の具體的内容を分析せねばならぬ。そして此處に言ふ人工美とは、必ずしも外觀の美のみを指すのでなく、密集生活を多少とも安慰快適ならしめる一切の人工的施設を總稱するのである。従てその内容は甚だ複雑多岐に亘り、その全部乃至大部分を擧げることすら寧ろ不可能に屬するが、假りに代表的と思はれる若干を列記すれば略々次の如きものとならう。

- 一、道路——道路の整備は都會の重要な一屬性と見做される。即ち全道路に對する舗裝道路、特に高級舗裝道路の割合。昭和七年末の調査に據れば、全國に高級舗裝なき市は、判明せるものゝみでも六十を越え、簡易舗裝すら缺くもの二十數市に及ぶ。反之、例へば小田村には一六三〇米の高級舗裝がある。
- 一、交通——車輛、就中自動車數、市内電車の有無、又河海に臨む市町村にあつては港灣運河設備の程度。
- 一、通信——郵便局數、郵便物取扱數、配達回數、就中電話加入口數。ラジオ加入者數(これは別項の娛樂施設に算入してもよい)

- 一、上下水道事業——大都市の給水普及率(戸數%)は何れも高い(大阪市九一%、舊東京市八六%)。併し中小都

市の率は甚だ不同で、中には全然この施設を缺くものも少くない。之に對し町村にしてこの施設を有するものは可成り多い(市設八三、町村設及町村組合設合計二七〇、猶ほ市町村に亘つて私設が八一ある—昭和六年度末)。これは町村の水道は農業用の灌漑設備に附随するものが多い爲であらう。

一、瓦斯及電氣消費量、——現在二二市中瓦斯施設なきものは十九市で、概して小都市のみである。之に對し町村にしてこの施設を有するものは少くない。電氣事業は今日でも全國に普及し、市部は勿論、郡部に於てもこの施設なきものは稀である。併し電燈料金は概して大都會ほど低廉で、一家平均需要は大なるを常とする。市部の一家平均需要は舊東京市の約三〇〇ワットを最高、岸和田市の六〇ワット、那覇市の五五ワットを最低とし、中都市に於ては一〇〇ワット前後が多い。併し大町村の平均もこれと大差はない。

一、教育施設——都會は經濟的中心たると同時に文化の中心である。故に教育施設の程度の大小は都部分類の一標準たるを失はないであらう。尤も義務教育は原則として全國に平等に分配さるべきであるから、寧ろ中等以上の教育施設を採らねばならぬ。注意すべきは、經濟的都市と文化的都市とは必ずしも一致しない事である。大學又は研究所によつて著名なる都市は、時には經濟的には甚だ不活潑な都市なる場合がある。これは都市なる概念の決して一義的ならざるを示す一具體例である。

一、娛樂施設、——都市の一特徴は消費の中心地たる事である。これは生産人口に對する消費人口の大なる事實からも推しうるが、同時に例へばスポーツ、演劇、映畫等の娛樂施設が都會に集中してゐる事からも推す事が出来る。

一、各種社會事業、衛生施設、警察、消防等。

右の諸項は何れも都部分類の補助手段と認め得るが、最後に筆者は斯かる表面的事實以外に猶ほ一ヶの有力な補助手段あるを指摘したい。それは都會は全國平均よりも概して低い出生及死亡率を示すといふ事である。(註)

		出生率 %		死亡率 %	
大正	昭和	都市	全國	都市	全國
14	1	29.27	34.92	18.86	20.27
	2	28.26	34.77	17.68	19.18
	3	27.28	33.61	18.02	19.80
	4	27.90	34.38	17.60	20.03
	5	26.44	32.99	17.66	20.03
	6	26.50	32.35	14.46	18.17
	7	26.72	32.16	17.32	18.98
	8	27.60	32.92	15.43	17.72

(註) 出生率死亡率の外にも、例へば私生子率、自殺率又は犯罪率の如き道德統計に關する項目が、或る程度まで正確に「都會性」を反映することは一般に認められてゐる。

昭和七年度に全國一一〇市の中、全國出生平均率を超えるものは九市に過ぎず、而も人口七萬以下の小都會に限

られてゐる。反之、死亡率にして全國平均を超えるものは三八市に達し、而もその内には長崎、金澤、堺、高知の如き人口十萬臺乃至二十萬臺の都市が含まれてゐる。故に都會の特徴は、死亡率よりも出生率の特異性のうちにより、多く示されてゐる譯である。

大都會は例外なく全國平均以下の出生率死亡率を示してゐるが、併し反對に出生率死亡率の異常に低い場所が必ずしも大都會ではない。都市年鑑の中にこの最低率を求めれば、東京市大阪市の如き大都會に非ずして、日本最小の市たる首里市(出生率一八・三、死亡率一六・三)や大町村の一たる平野村(一六・八及び七・七)等である。乍併これは確かに人口學上異例と目すべきもので、科學的には未だ充分の説明は下されてゐない(宮島幹之助、人口問題の生物學的一考察—改造、昭和二年一月號参照)。

斯かる例外的事例を別とすれば、全國平均の死亡率及び特に出生率を境とする都鄙の分類は可成りの効果を得られると思はれる。筆者は本論文に於て出來うる限りこの點を取扱ひたかつたのであるが、全國市町村の全部についての計算は、常に多大の時間を要するのみか、未だ充分の材料に乏しいため、これを後日に譲らざるを得ない事を遺憾とする。

八

都會とか農村とかいふ言葉は、吾人の日常耳にし口にするところであるが、その内容の決して一義的でない事は、以上によつて明かであらう。吾人は便宜上、上記各種の分類標準の一ヶ乃至數ヶを用ひて、一國或ひは一地方を都會と田舎とに區別するが、併し如何なる分類も著しい程度に專斷的なを免れない。況や一ヶの分類を凡ての目的に使用することの不合理なるは言ふ迄もないのである。取扱ふ問題が異れば、當然吾人の採るべき分類も異つて來なければならぬ。

併し如上の各種分類標準に強いて順位を附すべき場合には、今日最も一般に採用されてゐる第一の行政的分類と第二の一定人口を限界とする分類とを挙げねばなるまい。第三の人口密度や第四の各種屬性による分類は、常に計算が困難なるのみか、假りに正確な計算が可能としても、限界線の決定に甚だしき困難を感じざるを得ないであらう。併し第一及び第二の分類も、幾多の見地から充分の疑問を挟みうることは既に述べた通りである。

故に筆者は、多少とも科學的に問題を取扱ふ場合には、一國乃至一地方を單に都會と田舎とに二大別する代りに、その中間的な、換言すれば都會と農村との二ツの性質を可成りの程度に同時に具有する部分を獨立せしめて、少くとも三ツに區別する方法を採るべきであると考へる。即ち純都會的な大都市と、中間的な中小都市と、純農村的な農村の三者これである。勿論この場合の限界決定も依然困難なるは言ふ迄もないが、併しこの場合には、假令相當大なる誤ちを犯しても、兩極端に位する大都會と農村の對立は明瞭に浮び出づるであらう。

獨逸の統計では人口十萬以上の都會を大都會と見做してゐるが、これをその儘本邦に適用すれば大正九年には十六市でその合計人口六、七五三、五九八、全國人口千中一二一人に當る。更に獨逸に倣つて人口二千以下を農村とすれば合計人口四、〇四三、七二九、全國人口千中七二であり、従つて中間の人口二千以上十萬以下の中小都市は合計

「都會と農村との分類に就て」

八〇 (五二八)

人口四五、二六五、七二六全國人口千中實に八〇七人に達する。この結果を獨逸と對比すれば次表の如し。

	獨逸 (人口2000以下)	中小都市 (人口2000-100000)	大都市 (人口100000以上)
總	356%	376%	268%
日	72%	807%	121%

然るに本邦の都會は右表の大正九年以後著しく増大し、今日(昭和八年十月調査)では人口十萬以上のもの三十三市、その人口總數約一六、〇四五、〇〇〇、即ち全人口千中二四〇に當り、前記獨逸の二六八と甚だ接近し來つた。反之人口二千以下の小農村は、その後毫も増加を示してゐない。故に吾國は、若し獨逸に於けると同じ限界線を採用すれば、獨逸に比して都會人口は略々等しく、小農村人口は甚だ少く、従つて中小都會人口は甚だ多いことになる。吾國にこの中間的人口の多い事實は、全人口乃至全市町村を都會と農村とに二大別することの特に困難なること、或ひは特に不合理なることを示すものである。

然らば吾國に於て比較的最も合理的な三大別は、何處に限界線を求むべきであらうか。筆者は都會としては所謂六大都市(東京、大阪、京都、名古屋、神戸、横濱)を、農村として略々人口一萬以下の町村を採るならば、比較的異論が少いであらうと想像する。六大都市の現在人口は合計約千七百七十萬、即ち人口十萬以上の大都市總人口の三分二以上を占め、六大都市最小の横濱市の人口すら六十八萬強に達し、本邦第七の大都市廣島市の二十八萬強に比して實に四十萬の大差を示してゐる。即ち人口の點に於て六大都市は他の諸都市と明瞭な限界線を示してゐる、

が、同時に其他萬般の點に於ても、眞に近代的大都會と目しうるものはこの六大都市に限られてゐるのである。更に人口一萬以下の町村の人口は、總人口の約六割五分に達するが、本邦人口の過半が農業人口なる點から見れば、大體に於て是認出來ると考へる。吾國の如く人口夥多にして而も國土の八割が人の居住に適せざるが如き國に於ては、人口の密集程度甚だしく、従つて單にこの事實のみからも、限界線が概して高くなる傾きあるのは當然である。

(一九三四、三、一〇)